

議案第 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年(2023年)2月 日提出。

宝塚市長 山崎晴恵

1 放棄する権利の内容

阪神・淡路大震災により被害を受け、宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年条例第76号)第12条第1項の規定により災害援護資金(以下「本件貸付金」という。)の貸付けを受けた者に対して有する次に掲げる債権

内 容	総 額
本件貸付金のうち未償還のもの(38件)	43,097,076円
本件貸付金のうち未償還のものについて生じた利息(38件)	3,126,934円

備考 債権の件数と総額は、いずれも令和4年12月31日時点のもの

議案第 号

権利の放棄について

概要

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年条例第76号)第12条第1項の規定により、阪神・淡路大震災により負傷し、又は住居、家財に被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し本市が貸付けを行った総額5,780,500,000円(総件数2,775件)の災害援護資金貸付金に関し、これまで長期にわたり債権回収及び償還免除手続を進めてきたものの、居所不明等により接触が困難な者や、償還免除の対象とならないものの償還が困難な者に対して有する債権が依然として残っており、今後も償還及び償還免除が困難であることに鑑み、38件46,224,010円(当該貸付金について生じた利息を含む。)について権利の放棄をしようとするものである。

阪神・淡路大震災災害援護資金貸付金に係る債権放棄について

1 災害援護資金に係る経緯

- H7.1.17 阪神・淡路大震災発生
- H7.4~H8.3 災害援護資金貸付 (2,775件 約57億円)
- H12.5 10年間の償還期間内の償還が難しい借受人を対象に少額償還制度を導入
- H18.4 当初県への償還期限。災害弔慰金法施行令改正により償還期限を5年延長。以降平成23年、平成26年、平成29年、令和2年にも償還期限を延長。
- H27.4 内閣府通知により災害援護資金貸付金に係る免除要件の拡大、借受人及び保証人が無資力等の経済的事由による免除を自治体判断で可能とする新たな償還免除制度を開始 (通知に基づく免除額 158件 約1億9千万円)
- R1.8 災害弔慰金法改正。一定の所得、資産要件による免除、破産等による免除等が可能となる。保証債権の放棄に関する特例が設けられる。
- R1.12 保証債権放棄議決 (150件 約1億8千万円)
- R5.3 貸付金県への償還期限

2 債権放棄について

(1) 内容

上記の経緯から、平成27年の内閣府通知や令和元年の災害弔慰金法改正により償還免除が進んだものの、依然として償還免除の対象とならない少額の償還者や居所不明等による接触困難者に対する未償還債権が残っている。これまで長期にわたる債権回収を行ってきたが、今後も償還が困難であることや債権担当職員(専任1名)人件費等のコストを鑑み、地方自治法第96条第1項第10号に基づき債権放棄について議案を上程する。

なお、当該債権放棄額及び災害弔慰金法附則特例措置に規定する償還免除要件に該当しないとして償還を求められている約6,800万円の1/3相当額(約2,300万円)については、県が市に対する債権放棄を行い、財政負担する。

債権放棄額 (令和4年12月31日現在)

金額単位：円

	件数	元 金	利 息	計
市議会の議決に付すもの	38	43,097,076	3,126,934	46,224,010
市議会へ報告するもの	3	1,730,030	135,880	1,865,910
計	41	44,827,106	3,262,814	48,089,920

※ 宝塚市債権管理条例第7条及び第9条の規定により、100万円以下で消滅時効(10年)が完成した債権を市議会へ報告し、それ以外の債権を市議会の議決に付す。

(2) 債権放棄対象者の概要

平成12年より、10年間の貸付期間内の償還が難しい借受人を対象に少額償還制度(月額1,000円以上の任意の金額で償還)が導入され、現在も償還が続いている。現在少額償還を行っている借受人は、33件33,645,290円の債務が残っているが、完済に要する平均年数は約30年となる。借受人の高齢化が進んでいることに加えて、生活状況は余裕もなく、今後償還を続け完済に至るのは困難である。

また、居所不明等による接触困難者は6件8,672,120円であり、借受人の所在を特定するなどして債権回収することは事実上困難である。

よって、今後も償還を継続することは困難であることを鑑み、債権放棄を行う。

3 参考

(1) 貸付金の概要（阪神・淡路大震災に適用）

貸付対象者：住居の全壊・半壊・滅失・家財の1/3以上の損害の被害を受けた者（世帯主の1カ月以上の負傷の有無により貸付限度額が変わる。）

貸付限度額：最大350万円

所得制限：世帯総所得 年間220万円未満（1人）、430万円未満（2人）
3人以上世帯についても世帯員増毎に上限増

償還期間：10年

据置期間：5年

利率：年3%（据置期間は無利子、連帯保証人を立てる場合は無利子）

貸付財源：国2/3、県1/3

(2) 貸付・償還の状況（元金ベース）

県から市への貸付		既償還		免除	
件数(A)	貸付額(B)	件数(C)	償還額(D)	件数(E)	免除額(F)
2,775	5,780,500,000	2,436	5,358,712,434	298	376,960,460
未償還					
			件数 (A-C-E)	未償還額 (B-D-F)	
			41	44,827,106	

令和4年12月31日現在
金額単位：円

(3) 償還免除の要件

①災害弔慰金法第14条第1項

- ア 借受人が死亡したとき
- イ 借受人が重度障害となったとき
- ウ 借受人が破産又は民事再生しており免責されているとき

②地方自治法施行令第171条の7第1項（平成30年12月内閣府通知により適用）

- ア 借受人及び保証人が生活保護を受けている、破産又は民事再生しており免責されているとき
- イ 保証人が死亡、重度障害、償還できなく（県下共有判定式で判断した無資力者、行方不明者）なったとき

③災害弔慰金法附則第2条特例措置（令和元年8月施行）

- ア 借受人が総所得から公租公課を控除した金額が150万円未満であること
- イ 借受人が償還に充てることができる土地及び建物以外の資産を保有していないこと
- ウ 借受人が預貯金の金額が20万円以下であること
ア～ウを拳証資料により確認。